農業近代化資金融通法施行令

（昭和36年11月10日政令第346号
改正　昭和37年６月29日政令第272号
昭和38年５月27日政令第172号
昭和40年４月22日政令第134号
昭和41年５月12日政令第144号
昭和44年５月22日政令第128号
昭和45年４月27日政令第 96号
昭和46年４月16日政令第125号
昭和47年５月16日政令第197号
昭和48年４月12日政令第 70号
昭和48年７月12日政令第197号
昭和49年１月22日政令第 13号
昭和49年11月25日政令第371号
昭和52年５月26日政令第161号
昭和52年10月３日政令第293号
昭和53年５月８日政令第160号
昭和53年７月５日政令第282号
昭和54年４月６日政令第102号
昭和54年６月５日政令第168号
昭和54年９月４日政令第239号
昭和55年４月７日政令第 85号
昭和56年５月７日政令第155号
昭和56年５月19日政令第170号
昭和56年６月26日政令第239号
昭和59年２月３日政令第 8号
昭和59年５月18日政令第150号
昭和60年５月21日政令第144号
昭和61年３月14日政令第 24号
昭和61年５月１日政令第143号
昭和62年２月20日政令第 17号
昭和62年４月15日政令第122号
昭和62年７月１日政令第249号
昭和63年10月21日政令第299号
平成元年２月１日政令第 17号
平成元年９月27日政令第280号
平成２年４月20日政令第106号
平成２年６月19日政令第168号
平成２年９月７日政令第256号
平成２年12月４日政令第344号
平成３年６月４日政令第198号
平成３年11月19日政令第344号
平成３年12月20日政令第372号
平成４年３月13日政令第 34号
平成４年４月30日政令第157号
平成４年12月２日政令第368号
平成５年４月16日政令第149号
平成５年６月４日政令第185号
平成５年12月27日政令第408号
平成６年６月29日政令第195号
平成12年９月13日政令第427号
平成13年９月27日政令第316号
平成14年３月20日政令第 53号
平成14年６月21日政令第222号
平成16年７月２日政令第221号
平成17年３月31日政令第 96号
平成18年４月26日政令第179号
平成19年３月２日政令第 39号
平成20年４月16日政令第136号
平成25年３月15日政令第 66号
平成26年３月28日政令第 95号
平成28年１月29日政令第 27号
令和８年９月28日政令第300号）

（農業者等）
第１条　農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第２条第１項第４号の政令で定める団体又は法人は、次に掲げる団体又は法人とする。
(1)　農事組合法人
(2)　農業共済組合及び農業共済組合連合会
(3)　土地改良区及び土地改良区連合
(4)　たばこ耕作組合
(5)　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（第８号及び第９号において「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（同項第１号に掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（同項第２号又は第３号に掲げる者がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
(6)　農住組合（法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
(7)　農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの
(8)　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であつて、法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者又は農林中央金庫が総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの
(9)　農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第１項に規定する持分会社をいう。第３条第１号において同じ。）であつて、法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者が業務を執行する社員の過半を占めているもの
(10)　法人でない団体であつて、法第２条第１項第１号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従つた規約を有しているもの
（融資機関）
第１条の２　法第２条第２項第５号の政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。
(1)　銀行
(2)　株式会社商工組合中央金庫
(3)　信用金庫及び信用金庫連合会
(4)　信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第９条の９第１項第１号及び第２号の事業を併せ行う協同組合連合会
（農業近代化資金の種類、償還期限及び据置期間）
第２条　法第２条第３項の政令で定める資金は、同条第１項第１号から第３号までに掲げる者、第１条第１号から第６号までに掲げる者、同条第７号に掲げる者（法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農

業者関係一般社団法人等」という。）に限る。）、第１条第８号若しくは第９号に掲げる者又は同条第10号に掲げる団体に貸し付けられるものにあつては次の表の資金の種類の欄に掲げるとおりとし、同条第７号に掲げる者（農業者関係一般社団法人等を除く。）に貸し付けられるものにあつては同欄に掲げる資金のうち専ら法第２条第１項第１号から第３号までに掲げる者が利用し、かつ、農林水産大臣が農業経営の近代化に特に資すると認める事業に必要なものとし、同条第３項第２号の政令で定める期限及び同項第３号の政令で定める期間は、当該資金の種類に応じ、それぞれ、同表の償還期限及び据置期間の欄に掲げるとおりとする。

資金の種類	償還期限	据置期間
１　畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	20年	７年
２　果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	20年	７年
３　乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	20年	７年
４　農林水産大臣の定める規模を越えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	20年	７年
５　農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	20年	７年
６　診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第２条第１項第２号から第４号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）	５年以上20年以内で農林水産大臣が指定する期間	３年
７　前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	20年	７年

第３条　法第２条第３項第１号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)　農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他法第２条第１項第１号に掲げる者の組織する団体で、農林水産大臣の定めるもの

(2)　前号に掲げる者のほか、法第２条第１項第１号に掲げる者で、都道府県知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

第４条　法第２条第３項第１号の政令で定める額は、２億円とする。

（政府の行う利子補給に係る利子補給契約の締結）

第５条　農林中央金庫は、政府と法第３条第１項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣の定めるところにより、同条の規定による政府の利子補給に係る法第２条第３項の農業近代化資金の貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（農業信用基金協会への出資に係る政府の助成の限度）

第６条　法第６条の規定による補助金の額は、都道府県が同条に規定する条件で同条に規定する出資を行うのに要する経費（その額が農林水産大臣の定めるところにより算出される額を超える場合には、その超える部分の経費を除く。）の２分の１に相当する額とする。

附　則　（抄）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　法附則第７項の政令で定める日は、昭和36年12月31日とする。

附　則　（昭和37年６月29日政令第272号）

この政令は、農業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（昭和37年７月１日）から施行する。

附　則　（昭和38年５月27日政令第172号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和40年４月22日政令第134号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和41年５月12日政令第144号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第２条の表の第１号から第４号まで及び第７号に掲げる資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

３　農林省組織令（昭和27年政令第389号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則　（昭和44年５月22日政令第128号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和45年４月27日政令第96号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和46年４月16日政令第125号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和47年５月16日政令第197号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　農業信用保証保険法施行令（昭和36年政令第348号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附　則　（昭和48年４月12日政令第70号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた改正前の第２条の表の第１号から第４号まで、第７号及び第８号に掲げる資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率並びに同表の第５号に掲げる資金に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和48年7月12日政令第197号抄）

１　この政令は、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第50号）の施行の日（昭和48年９月１日）から施行する。ただし、第１条の

規定及び第２条中農業信用保証保険法施行令第１条第６号の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和49年１月22日政令第13号）

１　この政令は、昭和49年２月１日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金（第２条の表の第５号に掲げる資金を除く。）についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和49年11月25日政令第371号）

１　この政令は、昭和49年12月１日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和52年５月26日政令第161号）

１　この政令は、昭和52年６月１日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和52年10月３日政令第293号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和53年５月８日政令第160号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和53年７月５日政令第282号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和54年４月６日政令第102号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和54年６月５日政令第168号）

１　この政令は、昭和54年６月12日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和54年９月４日政令第239号）

１　この政令は、昭和54年９月11日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和55年４月７日政令第85号）

１　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第２条の表の第１号の改正規定（「年６分」を「年６分５厘」に改める部分に限る。）、同表の第２号から第５号まで及び第７号並びに附則第７項の改正規定並びに次項の規定は、昭和55年４月14日から施行する。

２　前項ただし書に規定する日前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和56年５月７日政令第155号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和56年５月19日政令第170号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、法の施行の日（昭和56年５月20日）から施行する。

附　則　（昭和56年６月26日政令第239号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（昭和59年２月３日政令第８号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和59年５月18日政令第150号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第２号の政令で定める期限に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和60年５月21日政令第144号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

３　この政令の施行前に改正前の農業近代化資金助成法施行令附則第７項の規定に基づき都道府県知事の承認を受けた計画の実施に必要な資金でこの政令の施行後に貸し付けられるものについては、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「年５分５厘」とあるのは「年５分５毛」と、「年５分」とあるのは「年４分９厘」と、「年６分５厘」とあるのは「年６分」と、「年６分」とあるのは「年５分９厘」とする。

附　則　（昭和61年３月14日政令第24号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

３　農業近代化資金助成法施行令の一部を改正する政令（昭和60年政令第144号）の一部を次のように改正する。

附則第３項に後段として次のように加える。

この場合において、旧令附則第７項及び第９項中「年５分５厘」とあるのは「年５分１厘」と、「年６分５厘」とあるのは「年６分１厘」とする。

附　則　（昭和61年５月１日政令第143号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和62年２月20日政令第17号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

３　農業近代化資金助成法施行令の一部を改正する政令　（昭和60年政令第144号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「「年５分」と、」を「「年４分９厘５毛」と、」に「「年６分」と、」を「「年５分９厘５毛」と、」に改める。

附　則　（昭和62年４月15日政令第122号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和62年７月１日政令第249号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（昭和63年10月21日政令第299号）

１　この政令は、昭和63年10月28日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（平成元年２月１日政令第17号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率に関しては、なお従前の例による。

附　則　（平成元年９月27日政令第280号抄）

（施行期日）

１　この政令は、平成元年10月４日から施行する。

（経過措置）

４　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成２年４月20日政令第106号抄）

（施行期日）

１　この政令は、平成２年４月27日から施行する。

（経過措置）

３　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成２年６月19日政令第168号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成２年９月７日政令第256号抄）

（施行期日）

１　この政令は、平成２年９月14日から施行する。

（経過措置）

３　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成２年12月４日政令第344号抄）

（施行期日）

１　この政令は、平成２年12月11日から施行する。

（経過措置）

２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成３年６月４日政令第198号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成３年11月19日政令第344号抄）

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成３年12月20日政令第372号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成４年３月13日政令第34号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法

附　則　（平成４年４月30日政令第157号）

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第２号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附　則　（平成４年12月２日政令第368号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成５年４月16日政令第149号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　則　（平成５年６月４日政令第185号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成５年12月27日政令第408号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成６年６月29日政令第195号抄）

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律（次項において「法律第69号」という。）第４条の規定による改正前の農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）第２条第３項第４号の政令で定める利率については、なお従前の例による。

附　則　（平成12年９月13日政令第427号）

（施行期日）
１　この政令は、平成12年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法第２条第３項第２号の政令で定める期限及び同項第３号の政令で定める期間については、なお従前の例による。
附　則　（平成13年９月27日政令第316号）
この政令は、平成13年10月１日から施行する。
附　則　（平成14年３月20日政令第53号）
この政令は、平成14年４月１日から施行する。
附　則　（平成14年６月21日政令第222号抄）
（施行期日）
第１条　この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成14年７月１日）から施行する。
（農業近代化資金助成法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第２条　この政令の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）第２条第３項第２号の政令で定める期限及び同項第３号の政令で定める期間については、なお従前の例による。
附　則　（平成16年７月２日政令第221号抄）
（施行期日）
第１条　この政令は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成16年８月１日）から施行する。
附　則　（平成17年３月31日政令第96号）
（施行期日）
この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成17年４月１日）から施行する。
附　則　（平成18年４月26日政令第179号抄）
（施行期日）
第１条　この政令は、会社法の施行の日（平成18年５月１日）から施行する。
附　則　（平成19年３月２日政令第39号）
（施行期日）
第１条　この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。
附　則　（平成20年４月16日政令第316号）
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
附　則　（平成25年３月15日政令第66号）
（施行期日）
この政令は、公布の日から施行する。
附　則　（平成26年３月28日政令第95号抄）
（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
第15条　農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）（以下略）
（施行期日）
第１条　この政令は、改正法の施行の日（平成26年４月１日）から施行する。
（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第２条　この政令の施行の日(以下「施行日」という。)前に貸し付けられた農業近代化資金及び施行日前に改正法附則第８条第１項に規定する旧就農促進法第４条第１項の認定を受けた者(改正法附則第８条第３項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。)に対して施行日以後に貸し付けられる農業近代化資金についての農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第２条第３項第２号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

附　則　（平成28年１月29日政令第27号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、平成28年４月１日から施行する。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第６条　存続中央会に対する第９条の規定による改正後の農業近代化資金融通法施行令第１条の規定の適用については、同条中「次に掲げる団体又は法人」とあるのは、「次に掲げる団体又は法人及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条に規定する存続中央会」とする。

附　則　（令和８年９月28日政令第300号抄）

（施行期日）

１　この政令は、農業近代化資金融通法の一部を改正する法律（令和８年法律第17号）の施行の日（令和８年10月１日）から施行する。